

議事日程 (第4号)

平成30年 3月23日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第20号議案 平成30年度中間市一般会計予算
(日程第1 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 第21号議案 平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 3 第22号議案 平成30年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 4 第23号議案 平成30年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 第24号議案 平成30年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 第25号議案 平成30年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第 7 第26号議案 平成30年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 第27号議案 平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 第28号議案 平成30年度中間市水道事業会計予算
- 日程第10 第29号議案 平成30年度中間市病院事業会計予算
(日程第2～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議員提出議案 中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
第 1 号 条例の一部を改正する条例
(日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議員提出議案 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例
第 2 号
(日程第12 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第13 意見書案 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意
第 1 号 見書
- 日程第14 意見書案 所有者不明の土地利用を求める意見書
第 2 号
(日程第13～日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 意見書案 日本国憲法第9条の改定発議をしないことを求める意
第 3 号 見書
(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 意見書案 社会保障を拡充し全ての国民に生存権の保障を求める
第 4 号 意見書

(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第17 意見書案 沖縄の米軍ヘリ墜落による、飛行中止を求める意見書
第5号

(日程第17 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第18 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1 番 植本 種實君	2 番 小林 信一君
3 番 堀田 克也君	4 番 柴田 芳信君
5 番 田口 澄雄君	6 番 田中多輝子君
7 番 掛田るみ子君	8 番 草場 満彦君
9 番 中尾 淳子君	10 番 山本 慎悟君
11 番 安田 明美君	12 番 梅澤 恭徳君
13 番 柴田 広辞君	14 番 中野 勝寛君
15 番 井上 太一君	16 番 下川 俊秀君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	白尾 啓介君
教育長	片平 慎一君	総務部長	園田 孝君
総合政策部長	佐伯 道雄君	市民部長	小南 敏夫君
保健福祉部長	石田 浩君	建設産業部長	間野多喜治君
教育部長	田中 英敏君		
環境上下水道部長			久野 裕彦君
市立病院事務長 ...	貞末 孝光君	消防長	三船 時彦君
総務課長	後藤 謙治君	財政課長	田代 謙介君
安全安心まちづくり課長			石井 浩司君
企画政策課長	蔵元 洋一君		
世界遺産推進室長			濱田 学君

人権男女共同参画課長	……………	蛙田 由美君
福祉支援課長	…… 亀井 誠君	介護保険課長 …… 冷牟田 均君
土木管理課長	…… 藤田 晃君	生涯学習課長 …… 古賀 敬英君
上水道課長	……… 井上 一君	下水道課長 ……… 岩切 伸一君
市立病院課長	…… 末廣 勝彦君	

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	谷山 隆二君
書 記	熊谷 浩二君	書 記	池田 恭君

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。会議に入ります前に、福田市長から報告したい旨の申し出がありますので、これをお受けしたいと思います。福田市長。

○市長（福田 浩君）

皆様、おはようございます。平成29年度の特別交付税が3月20日に決定されましたので、ご報告申し上げます。

本年度におきます特別交付税の額は7億4,190万円で、昨年度と比較いたしますと3,310万円、率にして4.3%の減額となっております。これは、地方交付税総額が2.2%の減額となった上に、昨年度の熊本地震に係る復旧対応が継続され、今年度におきましても7月の九州北部豪雨、台風18号・21号といった災害の被災団体に係る財政需要が多額であったことが要因であります。

しかしながら、本年度予算額7億4,530万円と同程度の特別交付税を確保できましたことは、議会の皆様のご協力とご支援のたまものと感謝いたしております。

この財源を有効に活用し、教育環境及び医療と介護の充実、観光都市なかまの構築、ニューコンパクトシティの構築といった重要施策を実現させるため、引き続き効率的な財政運営を推進していくことを申し上げまして、特別交付税のご報告とさせていただきます。

午前9時59分開議

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第20号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、第20号議案平成30年度中間市一般会計予算を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第20号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

一般会計全体の予算総額は、前年度通年予算額と比較して1.3%増額の、歳入歳出それぞれ180億4,120万円で、平成22年度から9年連続の増額予算となっております。

まず、歳入の主なものは、地方交付税及び臨時財政対策債は、前年度と比べ1億2,300万円減額し、56億7,280万円となっておりますが、一方で、市内外の方々から数多くのご支援と力強い応援をいただいているふるさと納税につきましては、本年度は3億円と大幅に増額計上されております。しかし、基金からの繰入金で7億8,000万円計上されているなど、本年度も大変厳しい予算編成となっております。

次に、歳出の主なものは、総務費において、東京オリンピック台湾代表選手のキャンプ地誘致活動を通じて、スポーツによる国際交流事業を行うための経費に730万円、市制施行60周年を市全体で祝うための記念事業に1,200万円が、それぞれ計上されております。

商工費では、観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役である日本版DMOの設立に向けた事業効果検証事業に200万円、4日間で延べ30万人以上の旅行者や一般消費者が訪れる台北国際旅行博へ出展し、市の魅力を広くPRすることによって、中間市へのインバウンド観光の増加を図るための事業に200万円、本市の観光施策をテレビCMやSNSを活用して情報発信する事業に450万円がそれぞれ計上されております。

教育費では、家庭環境や生徒指導上の困難事案に対応するため、社会福祉士などの専門スタッフをスクールソーシャルワーカーとして学校に配置する事業に400万円、本市出身の茶人・建築家である仰木魯堂展の開催に要する経費として550万円、月形潔を題材とした演劇を開催し、市民劇団の育成を行う事業に1,500万円、読書履歴を記録することができる読書通帳機を市民図書館に設置する事業に210万円が、それぞれ計上されております。

なお、本案に対しては、委員から修正案が提出されました。その内容といたしましては、当初予算に計上されていた事業のうち、スポーツによる国際交流事業、国際観光イベント出展事業、月形潔演劇公演事業の3事業に要する経費を減額修正するもので、歳入においては、国庫補助金を750万円、県補助金を150万円、基金繰入金を1,330万円、雑入を200万円それぞれ減額し、歳出においては、総務管理費を780万円、商工費を150万円、社会教育費を1,500万円それぞれ減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ180億1,684万2,000円とするものであります。

提案理由の中において、スポーツによる国際交流事業については、実現の見通しの全く立っていない事業に対し700万円以上の市費を投じるには、費用対効果の面で難があること、国際観光イベント出展事業については、200万円もかけて台湾へ直接出向かなくても、他の通信手段等を用いて、より効果的な情報発信を行うことができるのではないかと考えられること、そして月形潔演劇公演事業については、本来、既に活動を行っている市民劇団が市に対し支援を求めてきた際に初めて補助を行うなど育成支援を行うべきであって、ゼロの状態から立ち上げるというのは計画性に乏しいことという理由がそれぞれ挙げられておりました。

多額の基金の取り崩しを行わざるを得ない大変厳しい財政状況にある中間市にとって、これらの事業については、平成30年度に緊急に行わなければならない事業とは考えられないため、減額修正を提案するとのことであります。

また、討論において委員から、インバウンド件数の増加を図るといっても、他の観光地を押しつけて中間市に多くの観光客が訪れるとは考えにくいとの意見や、福田市長で中間市が変わるかもしれないと期待をしている市民の気持ちを深く受けとめるべきであり、就任後、初めての予算については賛成すべきでは、との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、まず、第20号議案に対する修正案は賛成多数で可決すべきと、次に、修正部分を除く原案についても賛成多数で可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第20号議案のうち、市民厚生委員会に付託をされました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、市民部の歳入の主なものといたしまして、市税38億2,660万円が計上されております。

その内訳は、市民税17億470万円、固定資産税14億2,320万円、都市計画税2億8,750万円、軽自動車税1億570万円、たばこ税3億540万円となっております。

次に、市民部の歳出の主なものといたしまして、総務費のうち諸費として、市税の過年度の還付金1,800万円、賦課徴収費として、固定資産税課税システム修正委託料650万円、戸籍住民基本台帳費として、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金850万円が計上されております。

次に、保健福祉部の歳入の主なものといたしまして、国庫負担金30億6,980万円、国庫補助金6,250万円、県負担金8億3,310万円、県補助金1億8,050万円となっております。

次に、保健福祉部の歳出の主なものといたしまして、社会福祉費では社会福祉総務費として、生活困窮者自立支援法に基づいた実施事業の委託料2,330万円、障害者福祉費として、障がい者支援に要する各種サービス及び自立支援医療費等の扶助費9億4,880万円、老人福祉費として、後期高齢者医療療養給付費負担金6億7,000万円が計上されております。

次に、児童福祉費では、子ども・子育て支援費として、保育所施設型給付費 6 億 8,000 万円、生活保護費では、扶助費として 22 億 4,230 万円、保健衛生費では、予防費として 1 億 8,860 万円などが計上されております。

討論において、委員から、個人番号カードは多くの情報が集積されており、個人情報の流出や番号の不正利用等の危険性があることから反対するなどの意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 20 号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、歳入の主なものは、市営住宅 566 戸の使用料等で 1 億 1,540 万円、社会資本の改築改修などに伴う社会資本整備総合交付金として 2 億 1,840 万円、中鶴地区建てかえ事業に伴う住宅市街地総合整備事業費補助金として 1 億 9,680 万円、市有地公売による土地売り払い収入として 3,510 万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、総務費では交通安全対策費において、市内街路灯の電気代及び修繕費、防犯灯 LED 取りかえ工事等に 4,450 万円が計上されております。

衛生費では、火葬施設、じんかい処理施設、し尿処理施設、組合事務所等の広域組合負担金として 6 億 9,100 万円、下水道水洗化に伴うし尿処理業者補償として 1,910 万円が計上されております。

農林水産業費では、農業振興費において岩瀬一丁目地内市有地の農業倉庫等移転補償費に 4,710 万円、農地費において下大隈地内農業用水路改良工事等の工事請負費として 1,530 万円が支出されております。

商工費では、商工振興費において、チャレンジショップ施設管理委託等の委託料として 700 万円、筑前中間祭り補助金等の負担金補助及び交付金として 2,830 万円が計上されております。

土木費では、道路新設改良費において、道路用地測量調査等の実施設計委託料として 9,500 万円、橋りょう改修工事、狹隘道路整備工事等の工事請負費として 3 億 5,650 万円、住宅建設改良費において、中鶴地区建てかえ事業等に伴う調査、実施設計業務等の委託料として 3,110 万円、中鶴更新住宅新築工事（1 期工事）等の工事請負費として 3 億 130 万円が計上されております。

消防費では、消防救急無線デジタル設備及び指令センター保守点検委託料として1,360万円、第3分団の消防団格納庫改修工事、中央三丁目の防火水槽漏水改修工事等の工事請負費として850万円、車両更新を目的とした石油貯蔵施設立地対策等交付金基金の積立金として370万円が計上されております。

討論において委員より、世界が再生可能エネルギーへの転換を進める中で、北九州市における石油貯蔵施設は不要であるとする。その中で、その施設の存在に伴う交付金を受け取ることに對して反対するとの意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

第20号議案について、公明党市議団を代表し、討論を行います。

平成30年度一般会計予算は、福田市長就任後の初の通年予算であり、市長が中間の魅力を掘り起こし、その素晴らしさを外に向けて発信していくための多くの事業が盛り込まれております。市長が本市の可能性を見出そうとする福田カラーにあふれた攻めの予算であると受けとめました。

しかしながら、本市は人口減少・高齢化の進展などにより、税収や交付税の減額が重くのしかかり、厳しい財政状況下であり、どのように判断すべきか、大変に悩みました。

その結果、財政状況が悪化した原因は現市長の責任であるとは言えないこと、予算編成の大切な時期に教育長と副市長の不在期間があったこと、地元出身でもなく行政経験もない福田市長が市民の付託を受けてからの初の通年予算であること、何よりも、中間市が変わるかもしれないと期待をし、いわゆる落下傘候補である福田市長を選んだ市民の気持ちを深く受けとめるべきであり、市長初の予算案については原案どおり賛成すべきではないかとの考えに至りました。

そこで、今後の市政運営に当たっては、行財政改革で経常経費の削減にしっかりと取り組むこと、観光政策の推進で交流人口をふやすとともに、移住・定住人口の施策を充実させ、人口減少幅の縮小に努めること、絶えず事業を検証し、効果が見込まれないときは即時撤退すること、以上の3点を要望し、意見を付して原案に賛成とさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。柴田芳信君。

○議員（４番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。第２０号議案平成３０年度中間市一般会計予算について反対討論を行います。

今年度予算の特徴としまして、ニューコンパクトシティ構想がうたわれています。国が言うコンパクトシティの真の目的は、失敗に終わった平成の合併を内容の点で直して実を取ることを図るものであり、人口２０万以上の政令都市・中核都市に施設や投資を集中しようというものであります。

そういう意味では、北九州市との間における都市間構想の推進であり、結果は地方自治の崩壊につながるものであります。コンパクトシティの実現に向けた施策については反対をいたします。

次に、教育環境の充実の名のもとに英語教育の推進が図られていますが、母国語で考えることの確立もできていない年齢の児童に、いきなり外国語を押しつけても混乱の中で英語嫌いの子をふやすだけであります。世の中で活躍できる人間は、多国語に堪能だったからではなく、母国語で物事の意味を理解できる能力を培っての上での活躍であります。

元岐阜大学で英語教育の教授である寺島隆吉氏は、英語で大学が滅びるときの中で、学生が日本語のできない外国人教員の講義の速聴を強いられ、学力や研究力が低下すると警告しています。ノーベル賞受賞の受賞者を輩出する名古屋大学物理学研究室憲章を紹介し、研究者が自由に討論し、研究できる財政的保障こそ必要だと指摘をしています。

イチロー選手がアメリカで活躍できるのは、英語ができたからではなく野球ができたからだという、英語力イコール国際力という神話を批判しています。

世界の実証的研究でも、日常で英語を使わない環境では早く始めるほどいいという結果より、逆を示す結果のほうが多いことが指摘をされています。もともとこのことを決めた第２期教育振興基本計画に、語学教育の専門家はかかわっておりません。日本学術会議の提言では、日常的に英語を使っている人は全国民の１％だということです。１％のために限られた授業時間と予算を充てる費用対効果も考えるべきであります。

次に、人事評価制度が引き続き実行されています。職員同士の競争による成果は求めても逆効果です。制度の中止を求めます。

次に、学校給食の調理員の民間委託が進行中です。あと残された２校も職員の退職を機に委託への移行が考えられているようです。北九州市では、調理員さんの大量辞職が問題となっています。安心して安定した学校給食提供のためにも、直営で給食運営を求めます。

次に、自衛隊への新人１泊研修が実施をされています。参加した職員からも、同期職員の連帯感が醸成されるので、今後も継続して実施するとのことですが、連帯感とは自衛隊でなくても生まれます。憲法を遵守するとして宣誓して入職した職員に、憲法違反ではない

かと国論を二分するような組織に研修を委任することは問題があると思います。即刻中止を求めます。

次に、個人番号は憲法第13条が保障する個人の尊厳を冒すもので、明らかに憲法違反です。国を相手に個人番号の利用停止や削除などを求める意見書訴訟も全国8つの地域で進行中です。国税庁などの省庁も番号未記載でも受理し、罰則や不利益はないと繰り返し表明しています。国はマイナンバーを推進していますが、個人番号の流出、番号制利用の危険に常にさらされています。番号は最終的に国が把握しますが、社会保障や税の分野では個人番号を集めるのは主に民間です。漏えいなどに対する重い罰則があり、取り扱いに苦慮します。事業所にとっては漏えい防止の責任を負わされるだけで、業務上の必要性はありません。よって、マイナンバーの中止を求めます。

次に、白島国家石油備蓄基地による交付金の問題です。

石油ショックを受けて全国で10カ所建設されたうちの1つで、1984年響灘洋上に建設が開始をされました。1997年10月に完成した基地の費用は当初の1,610億円から4,300億円に膨らんでいました。この膨大な建設費に、政治家、ゼネコン、マリコン、暴力団が群がったとも言われています。貯蔵船1隻の甲板面積は甲子園球場の2.2倍以上、北九州市庁舎の7.4倍の巨大な貯蔵船が8隻固定をされ、備蓄量は湾岸戦争で流出した原油の6.2倍にもなります。原油が漏れ出した場合の被害は甚大です。

さらに、貯蔵船の酸素濃度が8%以上になると爆発するため、不燃性ガスを注入していますが、福知山断層の延長線上にあるこの場所で地震が発生をすれば、ガスの製造・保管・充填設備などがある埋め立て地で液状化が発生をし、配管が破裂し、大事故が予測されます。白島では毎日350人が働いており、逃げ場也没有ありません。

世界の流れは、今、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする脱炭素の社会に向けて大きく舵を切り、再生可能エネルギーに変わりつつある中、日本のエネルギーの政策も変わらなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。危険極まりない白島備蓄基地そのものを国と地方は今後、どうしていくかについて考え直すことが必要ではないのでしょうか。石油貯蔵施設設置対策交付金による消防施設の整備に要する経費の財源に充てるためとなっていますけれど、市民の皆さんの生活と命を守るために必要なものであれば、交付金に頼るのではなく、要求すべきです。

以上により、20号議案について反対といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

ちょっと確認しておきたいんですが、私、先に修正案についての討論されて、それが決まってからこの一般、全体、残りについての討論というふうに認識しておったんですけども、いきなり一般できたもんですから、この場で修正案のみについての賛成討論というこ

とで行いたいんですけれども、それはよろしいのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

よろしいですよ。

○議員（５番 田口 澄雄君）

それでは、そのようなことで討論させていただきます。

第２０号議案平成３０年度中間市一般会計予算に対する修正案についての賛成討論を行います。

観光都市なかまの構築ということで、中間市ゆかりの著名人の記念展を開催するという
ことで、中間市出身の月形潔演劇公演と市民劇団の育成が図られています。

政府は明治１５０年をうたい文句に、地方や民間にイベントを呼びかけていますが、このことに呼応した計画だと思います。明治１５０年と言っても明治以降の７８年間と戦後の７２年間では、日本の国際評価も、その内容も全く違います。特に、富国強兵の名のもとに侵略戦争に明け暮れ、アジアで２，０００万人、国内でも３１０万人をはるかに超える死者を出した戦前の歴史は決して１５０年でくくって結わえるものではありません。

月形潔氏は、北海道空知郡の樺戸郡にあった樺戸集治監の初代典獄ですが、北海道開拓に功績があったということから、この地の名がつけられています。中間市出身者ということで今回のイベントにつながったと思いますが、北海道開拓は明治以降の国策であり、極寒の不毛の原野の開拓のために数多くの尊い命が犠牲となっています。その中には、戦前の治安維持法違反との政治犯の名のもとに強制的に開拓に従事させられ、悲劇的な死を遂げられた数多くの人々がいます。

月形氏はこうした、今では犯罪とも言える行為の実行する側に立った人物です。明治１５０年の美名のもとにこれをたたえることは許されないことだと思います。そして、文化的事業である劇団は、やりたいという思いを持つ市民の側からつくられるべきものであり、上からつくられる官製劇団はろくなものにはならないと思います。

観光都市なかまの一環だと思いますが、台湾での国際旅行博への中間市店舗の出店が計画されています。そのため、市長のトップセールスに多額の予算が必要とされていますが、果たしてどれだけの効果があるのでしょうか。中間市へのインバウンド件数の増加を図ると言いますが、今の中間市に、仮に外国人が押しかけてきて、それで経済効果があるのでしょうか。また、他の観光地を押し分けて人気を勝ち取れるとも思いません。何より、外国人観光客の風紀の乱れが多く報道される中で、この中間市に押し寄せられても、市民生活には多大な迷惑が及ぶだけであります。

以上のことから、計画の中止を求め、２０号議案、修正案については賛成いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第20号議案平成30年度中間市一般会計予算を採決いたします。本案に対する各委員長の報告は、総合政策委員会は修正可決、市民厚生委員会・産業消防委員会は原案可決であります。

まず、総合政策委員会の修正案について起立により採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、総合政策委員会の修正案は可決することに決しました。

次に、修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。修正議決した部分を除く原案について、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第20号議案は修正可決することに決しました。

日程第 2. 第21号議案

日程第 3. 第22号議案

日程第 4. 第23号議案

日程第 5. 第24号議案

日程第 6. 第25号議案

日程第 7. 第26号議案

日程第 8. 第27号議案

日程第 9. 第28号議案

日程第10. 第29号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、第21号議案から日程第10、第29号議案までの平成30年度各会計予算9件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第25号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

主な内容といたしましては、歳出に公有財産購入費10万円、歳入に市債10万円が計上され、歳入歳出それぞれ10万円の予算となっております。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であり

ます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第21号議案、第22号議案、第26号議案、第27号議案、第29号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第21号議案平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、国民健康保険税8億1,610万円が計上されております。また、県支出金として39億7,080万円、繰入金として5億4,080万円が計上されております。

次に、歳出の主なものといたしましては、保険給付費として39億4,300万円、県単位化に伴う国民健康保険事業費納付金として、医療給付費分8億6,780万円、後期高齢者支援金等2億4,860万円、介護納付金6,770万円が計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億4,280万円となっております。

討論において、委員から、県単位化によって保険税の見直しが毎年行われ、低所得者の生活実態を無視するような制度運用になっていることから反対するなどの意見がありました。

次に、第22号議案平成30年度中間市住宅新築資金等特別会計予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金として80万円、貸付金元利収入として80万円が計上されております。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務管理費として、臨時職員賃金等30万円、弁護士相談委託料30万円、補償補填及び賠償金100万円などが計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ160万円となっております。

次に、第26号議案平成30年度中間市介護保険事業特別会計予算につきまして申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳入の主なものといたしまして、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料として10億4,380万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金として10億9,960万円、支払基金交付金12億5,000万円、県支出金6億9,930万円、繰入金7億8,840万円などが計上されております。

次に、歳出の主なものといたしまして、保険給付費として43億2,380万円、地域支援事業費として4億3,750万円が計上されております。

以上により、保険事業勘定においては、歳入歳出それぞれ４９億８７０万円となっております。

次に、サービス事業勘定の歳入の主なものといたしまして、予防給付費収入として、居宅支援サービス計画費収入２，８６０万円が計上されております。

次に、歳出の主なものといたしまして、居宅介護支援事業費として、新予防給付ケアプラン作成委託料及び嘱託職員人件費等２，８６０万円が計上されております。

以上により、介護サービス事業勘定においては、歳入歳出それぞれ２，８６０万円となっております。

討論において、委員から、今回の介護保険料の改定は、第４段階以上が引き上げとなっており、低所得者にとっては過酷である。黒字決算であるのであれば、引き上げはやめるべきであるなどの意見がありました。

次に、第２７号議案平成３０年度中間市後期高齢者医療特別会計予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、後期高齢者医療保険料５億９，３４０万円、一般会計繰入金２億２４０万円が計上されております。

次に、歳出の主なものといたしまして、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金として７億９，０１０万円が計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億９，８８０万円となっております。

討論において、委員から、年齢による差別医療であり、近年では医療費の個人負担割合が高くなってきていることなどから、この制度は廃止すべきであるなどの意見がありました。

次に、第２９号議案平成３０年度中間市病院事業会計予算につきまして申し上げます。

まず、収益的収入及び支出といたしまして、収入については、病院事業収益として２１億７，６００万円が計上されております。このうち医業収益として２０億２，６６０万円が計上され、その内訳は、入院収益８億１，０９０万円、外来収益１１億４９０万円、負担金４，８６０万円などとなっております。

また、医業外収益として１億４，９３０万円が計上され、その内訳は、他会計補助金４，４００万円、負担金交付金５，０６０万円、長期前受金の戻入４，７５０万円などとなっております。

支出については、病院事業費用として２１億７，３８０万円が計上されております。

このうち医業費用として２１億４，１６０万円が計上され、その内訳は、給与費１１億４６０万円、薬品等材料費６億２，５８０万円、委託料等経費３億３，２１０万円などとなっております。

また、医業外費用として１，６１０万円、特別損失として１，６００万円が計上されております。

次に、資本的収入及び支出といたしまして、収入については１億９,９３０万円が計上され、その内訳は、固定資産整備企業債１億５,１３０万円、他会計負担金４,８００万円となっております。

支出については２億２,９９０万円が計上され、その内訳は、器械備品等購入費１億５,１３０万円、企業債償還金７,８６０万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第２１号議案、第２６号議案、第２７号議案については賛成多数で、第２２号議案、第２９号議案については全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第２３号議案、第２４号議案及び第２８号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第２３号議案平成３０年度中間市地域下水道事業特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、下水道利用者からの使用料として５,０６０万円、一般会計からの繰入金として３,８７０万円が計上されております。

次に、歳出の主なものといたしましては、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理委託等の委託料として５,７６０万円、両下水処理場の修繕料及び水光熱費として２,２１０万円が計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ８,９５０万円となっております。

次に、第２４号議案平成３０年度中間市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

まず、歳入の主なものは、下水道受益者負担金５,４７０万円、公共下水道使用料として４億１,９００万円、下水道事業費国庫補助金２億８,０００万円、一般会計繰入金７億２,３００万円、公共下水道事業債４億９,６８０万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、公営企業会計移行業務委託料に１,２９０万円、流域下水道処理負担金に３億２,６４０万円、岩瀬西町地区など、市内３カ所の実施設計委託料に４,０００万円、深坂一丁目地区など、市内１３地区で実施する下水道工事費に６億３,０００万円、ガス及び水道管移設等の補償費に３,０００万円、公債費の元金償還金に５億８,６１０万円、同じく利子償還金として２億２,８５０万円が計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ２０億２,３７０万円となっております。

次に、第２８号議案平成３０年度中間市水道事業会計予算につきまして申し上げます。

平成30年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせて2万8,527戸を予定し、1日当たりの平均給水量は1万7,708立方メートルと見込まれております。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入につきましては、水道事業収益11億1,220万円が計上され、その主な収益は、営業収益では給水収益として9億3,550万円、営業外収益では下水道工事に伴う配水管移設工事補償費として4,320万円が計上されています。

収益的支出につきましては水道事業費用10億8,940万円が計上され、その主な費用といたしまして、営業費用では、浄水場運転監視業務委託料等の原水及び浄水費で2億7,570万円、減価償却費で3億5,310万円、営業外費用では、企業債に係る利息、下水道工事に係る配水管移設工事補償費等で1億4,170万円が計上されております。

その結果、平成30年度は消費税込みで2,270万円の利益が見込まれています。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入につきましては2億1,620万円が計上されており、その主なものは、配水管整備事業に係る企業債2億円となっています。

資本的支出については7億7,110万円が計上されており、その主なものは、配水管布設替工事等の改良費5億4,850万円となっています。主な工事としましては、中間地区において、県道中間水巻線配水管布設替工事など18件、遠賀地区において、国道3号線配水管布設替工事など14件、計32件を予定されております。

なお、資本的収支の不足額5億5,487万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填が予定されております。

討論において、委員から、浄水場について、夜間・休日を民間委託ではなく正職員を配置してほしいとの意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、第23号議案及び第24号議案は全員賛成で、第28号議案は賛成多数で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

第21号議案平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業予算、第26議案平成30年度中間市介護保険事業特別会計予算、第27号議案平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計予算3件について反対討論をいたします。

初めに、国民健康保険事業予算について討論をいたします。

平成30年度国民健康保険税は値上げなしで実施されますが、県単位化によって平成31年度からは毎年保険税の見直しがなされます。今でも全国平均の6割以下の所得の被保険者に全国平均を超える保険税が付加されています。このような生活実態を無視した制度運用に反対する立場から、原案には反対いたします。

次に、介護保険事業特別会計予算について討論をいたします。

介護保険料は3年に1度の改定であり、今回はその改定の時期に当たりました。その結果、4段階以下の階層には減額となりましたが、4段階以上の全ての階層が値上げとなっています。4段階と言えば住民税非課税の方です。中には所得ゼロという方も数多くおられます。

また、所得者にしても中間市の該当者の多くの方の所得は極めて低所得です。このような方に今回の改定は過酷です。前年までの3年間で黒字決算ということであれば、せめて保険料の引き上げはやめるべきです。

以上により反対いたします。

最後に、後期高齢者医療特別会計予算について討論をいたします。

年齢による差別医療であり、民主党政権下では廃止を目指していた制度です。また、近年は医療費の個人負担割合が高くなっています。中止を求めて反対いたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

第28号議案平成30年度中間市水道会計予算について反対意見を述べます。

水道事業における休祭日並びに夜間作業の民間委託は、人件費の削減のために行われているもので、より安い賃金で雇用できるということから、労働者間に差別を持ち込むものであります。

さらに、市民の健康と安全に責任を持つ市としての立場から見ると、直営で運転すべきだと思います。経費を安くあげること、このようなやり方は、結局、労働者全体の賃金を引き下げさせ、国内の購買力を減速させ、地域の経済の不況の長期化にもつながっています。公務職場でやるべきことではないと思います。

また、将来にわたる職員の技術力の継承という点からも問題があると思います。行政が非正規職員をふやし、人件費削減の目的で民間委託を進めていくような経済の悪循環を助長する行為は認められません。直ちに是正をすべきです。

以上により、28号議案について反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第21号議案から第29号議案までの平成30年度各会計予算9件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第21号議案平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第22号議案平成30年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第23号議案平成30年度中間市地域下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第23号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第24号議案平成30年度中間市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第24号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第25号議案平成30年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第25号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第26号議案平成30年度中間市介護保険事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第26号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第27号議案平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第27号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第28号議案平成30年度中間市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第28号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第29号議案平成30年度中間市病院事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第29号議案は委員長の報告のとおり可決すること

決しました。

日程第 1 1. 議員提出議案第 1 号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第 1 1、議員提出議案第 1 号中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

議員提出議案第 1 号中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、このたびの現職議員の逮捕・起訴という事態を受け、代表者会議や議会運営委員会において、その後の対応を検討していく中で、議員の総意として取りまとめられたものであります。

主な改正内容といたしましては、まず、議員が逮捕・勾留など身体を拘束する処分を受けたことにより、明らかに議員活動ができなかった期間の議員報酬や期末手当の支給を一時差しとめるとともに、その後の判決によって有罪が確定した場合には、その保留している報酬等を支払わないことといたします。

また、議員が自己都合により連続する 2 回の定例会にわたって全ての会議に出席できなかった場合には、その翌月からの議員報酬を支給しないこととし、期末手当についても出席できなかった期間に応じて減額するものであります。

なお、条例の施行日は平成 30 年 4 月 1 日からとなっておりますことから、改正後の規定はこの条例の施行日以降の逮捕及び長期欠席に対し適用されることになります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提案議案第 1 号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第12．議員提出議案第2号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第12、議員提出議案第2号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、本案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第2号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決することになりました。

日程第13. 意見書案第1号

日程第14. 意見書案第2号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第13、意見書案第1号及び日程第14、意見書案第2号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。中尾淳子さん。

○議員(9番 中尾 淳子君)

公明党の中尾です。意見書案2件につきまして、提案理由の説明を行います。

初めに、バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書案について申し上げます。

新バリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度、進展を見せているところであります。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、バリアフリー化のニーズはますます高くなっているにもかかわらず、全国の市町村においてはさまざまな事情から基本構想等の作成が進まない地域もあります。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について、一層の向上が急務となっております。

2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現を遺産とし、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず、全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要があります。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠であります。

政府におかれましては、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実にするよう、4点について求めるものであります。

1、地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるために、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。

2、公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。

3、バリアフリー施策を進める際には、高齢者・障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討し、国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう、国として教育活動・広

報活動等に努めること。

4、バリアフリー法改正後、速やかな施行を行う観点から、改正内容について十分に周知を行うこと。

次に、所有者不明の土地利用を求める意見書案について、提案理由の説明を行います。

平成28年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%に上がることが明らかにされました。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040年にほぼ北海道の面積に相当する約720万ヘクタールの所有者不明土地が発生すると予想しています。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名・住所を調べてもわからなければ、調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できますが、探索など手続に多大な時間と労力が必要となっています。

また、民法上の不在者財産管理制度もありますが、地方自治体がどのような場合に申し立てできるかが不明確なうえ、不在者1人につき管理人1人を選任するため、不在者が多数に上ると手続に多大な時間と労力がかかります。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきであることから、5点について求めるものであります。

1、所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。

2、土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。

3、合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。

4、所有者不明土地の収用手続きの合理化や円滑化を図ること。

5、収容の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の趣旨説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

意見書案第２号所有者不明の土地利用を求める意見書案に対して反対意見を申し述べます。

不明地の公共利用については、３月９日の閣議で特別措置法をつくることを決定していますが、国会での審議は今からです。閣議決定の中身を見ますと、都道府県知事が最長１０年の利用権を設定し、市町村や民間企業、ＮＰＯなどの土地利用を認める方向のようです。

この問題については、まず最初に、国会での審議が今からであり、何も決まっていないということです。

また、内容的には要望事項の４項と５項で収用手続の合理化や円滑化、収容の対象とならない不明土地の公共事業の利用促進を求めています。あくまでも個人の所有物であることを考慮しなければなりません。下手をすると個人の財産権の侵害になりかねず、国会の状況を見てからの対応でよいのではないかと思います。

そのことから、今の段階での意見書提出については時期尚早ということもあり、反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案２件を順次、採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第１号バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、意見書案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第２号所有者不明の土地利用を求める意見書案を起立により採決いたします。

本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第２号は原案のとおり可決されました。

日程第15．意見書案第3号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第15、意見書案第3号日本国憲法第9条の改定発議をしないことを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書案第3号日本国憲法第9条の改定発議をしないことを求める意見書案について、提案理由を説明いたします。

自民党憲法改正推進本部では、党内の9条改憲の条文の取りまとめを急いでいます。現在のところ改憲案は7案出され、2項を残すのが5案で、2項を削除が2案ですが、昨日、本部長への一任を強行いたしました。

党内では森友学園の不祥事の中で、政府への国民の不信感が高まる中でも、このことは別格として進める方針のようであります。

今の体制の案では、2項が残ることから、一見すると残すほうが無難ではないかと思われがちですが、法の原則からいきますと、後法は前法に優位することから、3項を新たに追加し、ここに自衛隊を明記しますと、戦争法で解釈を変えられた自衛隊が1項、2項にかかわらず、大手を振って海外で活動することとなります。

そもそも日本国憲法第9条は、あの多くの犠牲を払った戦争の反省からつくられたものであり、戦後日本の世界に対する平和への約束でもあります。多くの国際会議や市民会議、あるいは国際的な法律家の間で高い評価と期待が寄せられているのも、この憲法9条の特徴です。スペインのカナリア諸島には憲法第9条の碑まであります。何よりも日本の戦後はこの憲法第9条のおかげで一人の日本人も、一人の外国人も殺し、殺されることなく推移し、現在に至っています。

同じ敗戦国でも、イタリアやドイツが軍隊の保有を認めてきたために、アフガン戦争ではドイツ54人、イタリア48人の戦死者を出していますし、世界の大国はほとんど戦争による犠牲者を出しています。そのことに比べると、憲法の存在、とりわけ9条の2項の存在の大きさがわかります。

また、日本国憲法の施行後から日本に9条の改憲を求めてきたアメリカは、冷戦の間に外国に対し200回以上も軍事的介入を行ったと言われていました。1994年の北朝鮮の核疑惑の際には、米英韓軍で54万人の死者を想定しても、なお軍事行動に踏み切ろうとしましたが、日本の憲法第9条が障がいとなり、結局アメリカはカーター元大統領が動いての平和的解決で決着をいたしました。

今、北朝鮮も圧力一辺倒の日本を尻目にアメリカ・韓国による話し合いの機運が高まっていますし、これも実現しつつあります。

こうした国際情勢も踏まえて、世界平和への先進的条文である憲法9条を変えないこと

を、そしてそのために、その発議をしないことを求めます。

以上、議員諸氏のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

意見書案第3号に対して反対討論を行います。

今さら言うまでもないことではありますが、憲法改正手続の確認をいたします。

まず、国会議員衆議院100人以上、参議院50人以上の賛成によって憲法改正案の原案が、発議がされます。衆参各院によってそれぞれ憲法審査会で審査をされた後に、本会議に付議をされます。両院それぞれの本会議で3分の2以上の賛成で可決した場合に国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案するものであります。その後に国民投票によって過半数の賛成で承認されるものであります。

私たち公明党は、憲法改正を発議する国会を中心に憲法の議論を行って、国民的な合意を図っていくということが基本的な考えであります。重要なのは、国会で議論を深め、国民の理解をとまなっていくことだと考えております。

先ほども申し上げましたが、憲法改正をするには最終的に国会で発議をし、国民投票で過半数の賛成を得なければなりません。単に数字の上での過半数ということではなくて、十分な国民の理解・議論の成熟をもたらさなければならないものと考えております。発議をしないことを求めるのではなくて、議論を尽くしていくことが大事だと考えます。

よって、本意見書案には反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。今、草場議員より国会の発議、さらには国民の理解ということで討論されました。私もことしで71歳になりますが、この憲法ができた年に生まれました。そういう意味では、日本がこれまで戦争に加担をしなかった、そしてまた、よそ

の国からもこの憲法9条がある中で、戦争に巻き込まれることなく、一人の国民も、そして海外の人たちも殺さずに済んでいただろうというふうに思います。私自身、戦争を体験しておりませんから、戦争当時のことは見たり、聞いたりする中でしかわかりません。

そういう中で、今、大きな問題となっています憲法9条、これに昨日、細田氏が9条2項は残したままで自衛隊を明記するという形で、自民党案が発議をされるという状況が、今、つくられようとしております。私自身、国民の理解を求める中で、確かに公明党さんが言われるような状況が、どういう形になっていくかということはまだわかりませんが、強制的にこれを進めていくということについては問題があるだろうというふうに思いますし、発議がされて60日から180日の間で国民投票という形になります。この間の中では大きな財政力を力につけた宣伝が随分と行われていくというふうに思います。私は今まで自分が生きてきた日本が他国を攻めたり、そしてまた攻められたりすること自体、問題だというふうに思いますし、ぜひこの今、提案をされています日本国憲法第9条の改定発議をしないことを求める意見書については賛成の立場で討論に参加いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第3号日本国憲法第9条の改定発議をしないことを求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第16．意見書案第4号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第16、意見書案第4号社会保障を拡充し全ての国民に生存権の保障を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

意見書案第4号社会保障を拡充し全ての国民に生存権の保障を求める意見書案についての提案理由を申し述べます。

生活保護制度改悪の問題点とポイントは4点です。

1点目、2013年の最大1割の引き下げに続く引き下げで最大5%です。

2点目、国民の下位10%の人たちと比較して生活保護基準のほうが高いから下げますよというのは一見、合理性があるように思えますが、この論理でいくと政府が貧困対策を失敗すれば失敗するほど、生活保護基準を下げることになります。貧困が広がるほど生活保護基準を下げて、社会保障費を削減できることになります。国民の下位10%の人たちと比べて生活保護基準を下げるのは、政府の経済政策の失敗にほかなりません。

3点目、生活保護は、憲法25条を具現化したものとして制定された法律で、これ以上の貧困があってはならないという最低の基準です。日本は補足率が2割で、生活に困っている人のうち、セーフティーネットに2人しか引っかかっていません。あとの8割は落ちています。この状態の中で10%の人たちと比較をすると、当然、10%の人たちのほうが低いので、この論理で生活保護基準を下げてしまうとどんどん下がり、歯どめがききません。こうなってくると、日本はもう先進国とは言えなくなってしまいます。

一方で、防衛費はどんどんふやしています。人々が生きていくことを否定する、生きていくことを保障できない国家であるならば、そんな国家は存在している意味はありません。

4点目、生活扶助基準の引き下げは住民税・保育料・介護保険料・就学援助・最低賃金などに連動し、生活保護を受けていない国民全員にかかわる重大な問題です。影響する制度は30以上あり、結局、国民全員に回り、回ってきます。生活保護基準が下がるとほかの低所得者対策を受けられなくなる人たちも出てきます。この問題は社会全体の地盤沈下につながります。

よって、2013年の引き下げ自体が憲法違反であるため、2012年段階に戻すべきです。この意見書にご賛同いただきますようお願いいたしまして、提案説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第4号社会保障を拡充し全ての国民に生存権の保障を求める意見書を

起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 意見書案第5号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、意見書案第5号沖縄の米軍ヘリ墜落による飛行中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

意見書案第5号沖縄の米軍ヘリ墜落による飛行中止を求める意見書についての提案理由を申し述べます。

2017年10月11日午後6時過ぎ、高江に米軍大型ヘリ墜落の知らせが県民を震撼させました。13年前に沖縄国際大学で墜落したCH53D大型ヘリと同型機の墜落です。多くの県民は、またかの第一声を上げました。

CH53ヘリは、沖縄国際大学で墜落時にも放射能物質ストロンチウム90が発見されましたが、今回もその懸念が示されました。

3月9日の沖縄防衛局は現地周辺で実施した環境調査について、1地点で基準値を超える発がん性物質ベンゼンが発見されたために、土壌の入れかえ工事を実施すると公表をしています。

土壌と水からは微量の放射線物質ストロンチウム90も検出されました。土壌については事故機の直下で周辺より高い数値が検出をされています。ストロンチウム90は体内に摂取すると長く残留し、骨がんなどを引き起こすとされています。しかも、この周辺には、那覇市を初め県民の水がめとなっている福地ダムがあり、こうした放射性物質による汚染問題は、県民にとっての深刻な脅威であります。

さらに、12月7日宜野湾市でCH53eヘリの部品が保育園の屋根に落下、12月13日宜野湾市でCH53が普天間第二小学校に窓が落下、児童1人が軽傷。2018年1月6日うるま市でUH1ヘリが海岸に不時着、1月8日読谷村でAH1ヘリがリゾートホテル近くに不時着、1月23日渡名喜村の村営ヘリポートに不時着と、普天間基地所属の米軍の事故が相次いでおり、不時着もことしに入って3回目であります。米軍や日本政府に対する県民の怒り・不信は限界を超えようとしています。

以上により、日本政府は米軍ヘリの飛行中止を求めるものであります。どうかこの意見書にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、提案説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第5号沖縄の米軍ヘリ墜落による飛行中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 会議録署名議員の指名

○議長(下川 俊秀君)

これより、日程第18、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において田口澄雄君及び草場満彦君を指名いたします。

○議長(下川 俊秀君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、平成30年第1回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 田 口 澄 雄

議 員 草 場 満 彦